

健生発 0930 第 13 号
医政発 0930 第 5 号
医薬発 0930 第 11 号
令和 8 年 9 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬局長
（ 公 印 省 略 ）

栄養士法施行令等の一部を改正する政令の公布について（公布通知）

栄養士法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 319 号。以下「政令」という。）が別添のとおり本日公布されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正の概要

- ① 国家資格等情報連携・活用システムを活用した管理栄養士、准看護師及び薬剤師に係る各種申請等のデジタル化を行うに当たって、以下申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあっては、住所地又は就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。
 - ・管理栄養士の免許の申請（改正後の栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号。以下「改正後栄養士法施行令」という。）第 1 条第 2 項関係）
 - ・管理栄養士の免許の交付（改正後栄養士法施行令第 1 条第 3 項関係）
 - ・准看護師による准看護師籍の登録事項の訂正又は登録の抹消の申請（改正後の保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号。以下「改正後保健師助産師看護師法施行令」という。）第 3 条第 5 項及び第 4 条第 3 項関係）
 - ・准看護師の准看護師籍の登録の抹消の申請（改正後保健師助産師看護師法施行令第 5 条第 2 項関係）
 - ・薬剤師の免許の申請（改正後の薬剤師法施行令（昭和 36 年政令第 13 号）第 3 条関係）

② その他所要の改正を行う。

2 施行期日

この政令については、令和8年10月1日から施行する。